

平成 29 年 4 月 28 日

第 4 回 定 例 会

# 会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

## 第3回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期      1日間      平成29年4月28日（金）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	20	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	21	農地法第3条許可申請について
4	22	農地法第5条許可申請について
5	23	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
4月28日	午前9時00分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について      日程第1号
		5. 議案上程              日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 4 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

10 番俵積田広昭委員、11 番俵積田義信委員をお願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 20 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明いたします。

議案書は 1 ページから 4 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 13 号から整理番号 18 号までは耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんです。

利用権設定をした者は整理番号 13 号〇〇〇〇さん、整理番号 14 号〇〇〇〇さん、整理番号 15 号〇〇〇〇さん、整理番号 16 号〇〇〇〇さん、整理番号 17 号〇〇〇〇さん、整理番号 18 号〇〇〇〇さんです。

整理番号 19 号から整理番号 22 号までは耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんです。

利用権設定をした者は整理番号 19 号〇〇〇〇さん、整理番号 20 号〇〇〇〇さん、整理番号 21 号〇〇〇〇さん、整理番号 22 号〇〇〇〇さんです。

整理番号 23 号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 24 号は所有権移転による合意解約で、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

全体の解約面積は畑が 13 筆で 13,276 m<sup>2</sup>です。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号

13号から整理番号24号については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号6号

整理番号6号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、196㎡、〇〇番、畑、442㎡、合計638㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、62歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、72歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の弟にあたります。

整理番号6号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号6号の申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇より北西側約160m及び県道〇〇〇〇線より〇〇向け市道250mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号6号を、中原委員をお願いします。

5番(中原委員)整理番号6号について報告いたします。

譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人〇〇〇〇さんで、4月14日譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人と譲渡人は兄弟であり、受贈であります。

譲受人は、〇〇集落の茶農家で、申請地は〇〇〇〇線から〇〇〇〇入口、元は〇〇〇〇だったんですが、そこから200m北に位置し、基盤整備のされていない農地で茶畑です。

西側は市道、北側南側東側はすべて茶畑です。

権利取得後は茶畑として利用する計画です。

本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

以上で終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農地法第3条許可申請の、整理番号6号については、事務局の説明及び、地区担当委員からの報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が1件、使用貸借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号6号

先月行われた、第3回定例会において、審議保留となった案件です。

鰹類新成品開発室及び駐車場転用について、前回、指摘事項であります事業の実現性について、継続審査のもと、平成29年4月14日付けで具体的な事業計画書及び隣接する農地管理者の同意書が提出されており、転用の実現性について見直しされたことから、今回、許可を得ようとするものです。

整理番号6号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、621㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、鰹節製造業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、農業です。

申請地は10ページに掲載してあります。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない1.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画内容は、開発室、技能実習生及び従業員が利用する研修室及び休憩室、事務室を備えた225㎡の施設建設と普通自動車10台分の従業員用の駐車場の設置です。

なお、開発室は、24㎡と施設に占める割合は小さく、流し台1台、ガスコンロ、鍋等を備え付け、枕崎港で水揚げされた鰹、鯖等の煮出し汁を成分とする醤油の研究を目的とするとのこと。また、原料となる魚の解体は行わないとのこと。

申請地の北側は道及び宅地、東側及び西側は宅地、南側は農地です。

鰹類新成品開発室及び駐車場の転用にあたり、0.5mの盛土をおこないますが、境界には、北側に擁壁、西側及び南側はブロック積を施し、周辺農地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。また、隣接する農地の管理者からの同意書も提出されております。

施設は高さは4.0mの平屋であり、農地境界より1.3m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさないよう計画するとのこと。

排水は浄化槽により処理し、北側水路に放流する計画です。

雨水については、自然流下及び北側水路へ放流により処理する計画です。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして、整理番号8号

整理番号8号の申請地は〇〇町〇〇番，田，635㎡です。

借人は有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，鯉節製造業です。

貸人は〇〇〇〇さん，会社員です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は薪置場です。

申請事由は、「良質な薪を確保し乾燥させるため、申請地を薪置場として利用したいため。」とのこと。

申請地は12・13ページに掲載してあります。

〇〇〇〇工場より北側約65mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の55m以内に既存住宅が9戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずやむを得ず申請地を薪置場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は薪置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま。

計画内容は薪パレット20個分の薪置場の設置です。

申請地の東側は道，その他周囲は耕作放棄された田です。

薪置場転用にあたり、現況のまま整地をおこないますが、周囲境界にはブロック積み及び土手を設け、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。雨水は地下浸透及び南側へ自然流下します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号8号を、俵積田義信委員をお願いします。

11番（俵積田義信委員）議案第22号整理番号6号について報告いたします。

調査日は4月の18日，調査員は瀬戸口委員と事務局の前原さんと私。

立会人は貸主の〇〇〇〇さん。

申請地は〇〇町〇〇番，申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん，面積は635㎡。

転用目的は鯉節製造に使う薪置場であります。

場所は県道〇〇〇〇線の〇〇〇〇から南の方へ約 200m くらい入ったところで、〇〇〇〇から北のほう 50m の位置に位置しております。

地目は田でありますが、耕作放棄されていて雑草が繁茂して何も作付けされてはおりません。

西側と南側は市道、北側と東側は田んぼでありますが葦等の雑草が繁茂して耕作放棄地となっております。

被害防除計画等がございますが、使用目的が薪置場でありますので、バラスを敷いて使用するということでもあります。

雨水は自然流下で、下の方の土地に流すということではありますが、雑草が繁茂して耕作放棄地の田んぼであります。

なお、被害が発生した場合には万全の措置をいたしますという誓約書もありますので、問題のない申請ではあるとみてまいりました。

報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 4 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 6 号及び 8 号については、事務局の説明及び、調査委員からの報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 5 号議案第 23 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明いたします。

議案書は 14 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 28-1 号から 43 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 15 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 26 名で設定面積は田が 1 筆で 200 m<sup>2</sup>、畑が 40 筆で 34,108 m<sup>2</sup>です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

次に所有権移転です。議案書は 15 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 4 号、譲渡人は〇〇〇〇町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇町

にお住いの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は3筆で2,247㎡、価格は畝あたり〇〇円です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号28号の1から43号まで、及び所有権移転の整理番号4号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第23号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、5月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、引き続き全員協議会を開催いたします。

午前9時20分閉会